

R5-38号 光ケーブル点検業務委託 仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとし、実施にあたっては魚沼市財務規則（平成16年魚沼市規則第49号）等の関係規定を遵守すること。

1 業務概要

本業務は、魚沼市（以下「発注者」という。）が保有する光ケーブル及び同軸ケーブル（以下「施設」という。）の目視確認による点検により、施設の不具合が認められた箇所を特定し、発注者へ報告するもの。

2 業務内容

番 号：R5-38号

業 務 名：光ケーブル点検業務委託

履行期間：契約締結の日から令和5年8月31日まで

履行地点：魚沼市内 一円（別紙「魚沼市光ケーブル整備エリア図」のとおり）

3 業務項目

3.1 業務対象

発注者が所有する施設 約200km

3.2 業務内容

- (1) 施設（光ケーブル及びクロージャー）の目視確認を行うこと。
- (2) 光ケーブルやクロージャー及びラッシングロット等に施設の不具合が認められた箇所を写真画像で記録すること。
- (3) 点検作業中に、緊急補修等を要する箇所があった時は、早急に発注者に連絡すること。
- (4) 一束化している箇所を重点的に点検することとし、図面に異常の有無を記載して報告すること。

4 一括再委託等の禁止（委託契約条項第3条）

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

5 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、受注者は現場代理人を置き、発注者の監督員と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

現場代理人は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

6 提出書類

受注者は、契約締結後7日（休日等を含む）以内に業務着手届を監督員に提出するとともに、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7 成果物の提出

受注者は、業務実施報告書に点検業務報告書（紙媒体及び電子データ）1部を添えて成果物として提出し、検査を受けるものとする。

8 業務内容の変更（委託契約条項第9条）

発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。

この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

9 検査及び引渡し（委託契約条項第13条）

受注者は、委託業務を完了したときは、履行届を発注者に提出し、成果品について発注者の検査を受けなければならない。

10 契約不適合責任等（委託契約条項第16条）

発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

11 秘密の保持（委託契約条項第19条）

受注者は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

12 個人情報の保護（委託契約条項第20条）

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」遵守しなければならない。

13 安全等の確保

受注者は、業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、必要がある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務等実施中の安全を確保しなければならない。

14 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

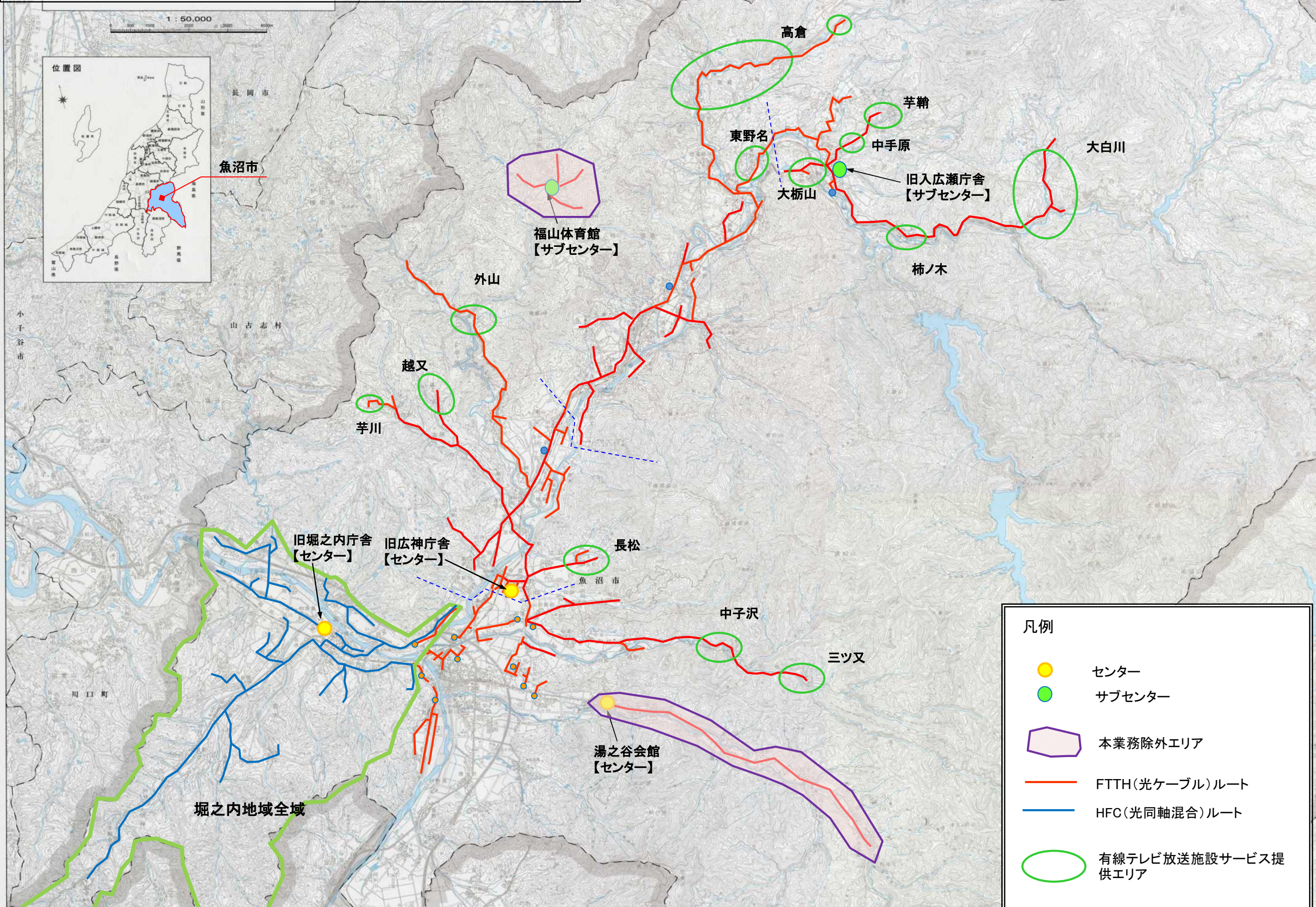
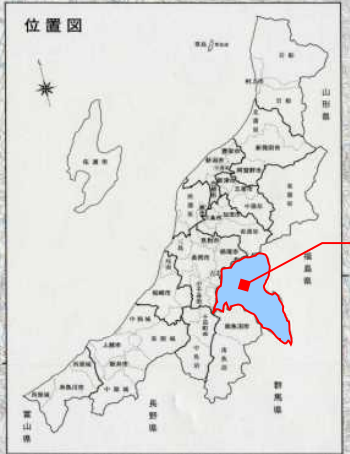
15 契約外の事項（委託契約条項第21条）

この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。

以上

魚沼市光ケーブル整備エリア図

1:50,000



凡例

- センター
- サブセンター
- 本業務除外エリア
- FTTH(光ケーブル)ルート
- HFC(光同軸混合)ルート
- 有線テレビ放送施設サービス提供エリア
- POI (NTT相互接続点)